

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年1月7日
【会社名】	株式会社セブン&アイ・ホールディングス
【英訳名】	Seven & i Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村田 紀敏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238 - 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員最高財務責任者 高橋 邦夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区二番町8番地8
【電話番号】	(03) 6238 - 3000 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員最高財務責任者 高橋 邦夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,998,825,840円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年12月30日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	478,188株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 平成26年1月7日開催の取締役会決議によります。
- 2 本届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 本自己株式処分は、当社の完全子会社である株式会社セブン&アイ・ネットメディア(以下「セブン&アイ・ネットメディア」といいます。)が当社の子会社である株式会社セブンネットショッピング(以下「セブンネットショッピング」といいます。)との間で、当社普通株式を対価とし、セブン&アイ・ネットメディアを吸収合併存続会社、セブンネットショッピングを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を実施することを目的とする自己株式処分です。本合併の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照下さい。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	478,188株	1,998,825,840	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	478,188株	1,998,825,840	-

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 発行価額の総額は、平成25年12月30日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
(注)2参照	-	1株	平成26年2月28日	-	平成26年2月28日

(注)1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、平成26年1月7日(火)開催の当社取締役会において次のとおり決定しております。

発行価格は、平成26年2月27日(木)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値が存在しない場合は直近の取引日における終値)とする。

なお、上記算式表示については最低発行価額を定めないこととしました。

その理由は、本自己株式処分は、本合併において割当予定先であるセブン&アイ・ネットメディアが合併対価たる当社の普通株式の割当てを実施するために必要なプロセスの一つであることから、最低発行価額を設定し、発行価格がこれを下回ったことにより本自己株式処分を中止せざるを得なくなった場合には、本合併も中止又は延期せざるを得なくなり、その結果、本合併の関係各社の既存株主の利益を害することにもなりかねないためであります。

3 本届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

4 申込み及び払込みの方法は、当社及び割当予定先との間で募集株式の総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格(会社法上の払込金額)の総額を払い込むものとします。

5 払込期日までに、当社及び割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われません。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社セブン&アイ・ホールディングス 財務企画部	東京都千代田区二番町8番地8

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,998,825,840	-	1,998,825,840

(注)1 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額は、平成25年12月30日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,998,825,840円につきましては、今後当社グループ内の金融関連子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターからのM&A等を使途とした借入金の返済に充当する予定であり、支出予定時期は平成26年3月を予定しております。

なお、上記資金使途に充当するまでの間、当該資金は当社銀行口座で管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社グループのIT/サービス分野における組織再編

当社グループは、5万店以上の国内外店舗ネットワークと、コンビニエンスストア、総合スーパー、百貨店、食品スーパー、フードサービス、金融サービス、IT/サービスなど、あらゆるお客様のニーズに応える多様な業態を擁し、顧客サービスの向上、店舗網の拡充、商品開発力・調達力、ブランド力の強化等に日々積極的に取り組んでおります。セブン&アイ・ネットメディアは、当社グループのIT/サービス事業分野の全体統括を担う中間持株会社として、平成20年7月に当社の完全子会社として設立され、それ以来、機動的な事業再編や組織再編等を通じて、当該事業分野の事業機会創出及び収益最大化に取り組んで参りました。一方、セブンネットショッピングは、前身である株式会社イー・ショッピングブックス株式会社が平成11年8月に書籍専門のオンラインショッピングサイト運営会社として設立されて以降、平成18年2月に当社グループの連結子会社となり、以来当社グループのネット事業運営の中核会社として、自らのネット通販事業、当社グループのネット通販事業をまとめるポータルサイト運営事業、及び、当社グループの総合的なメディア戦略事業を推進して参りました。

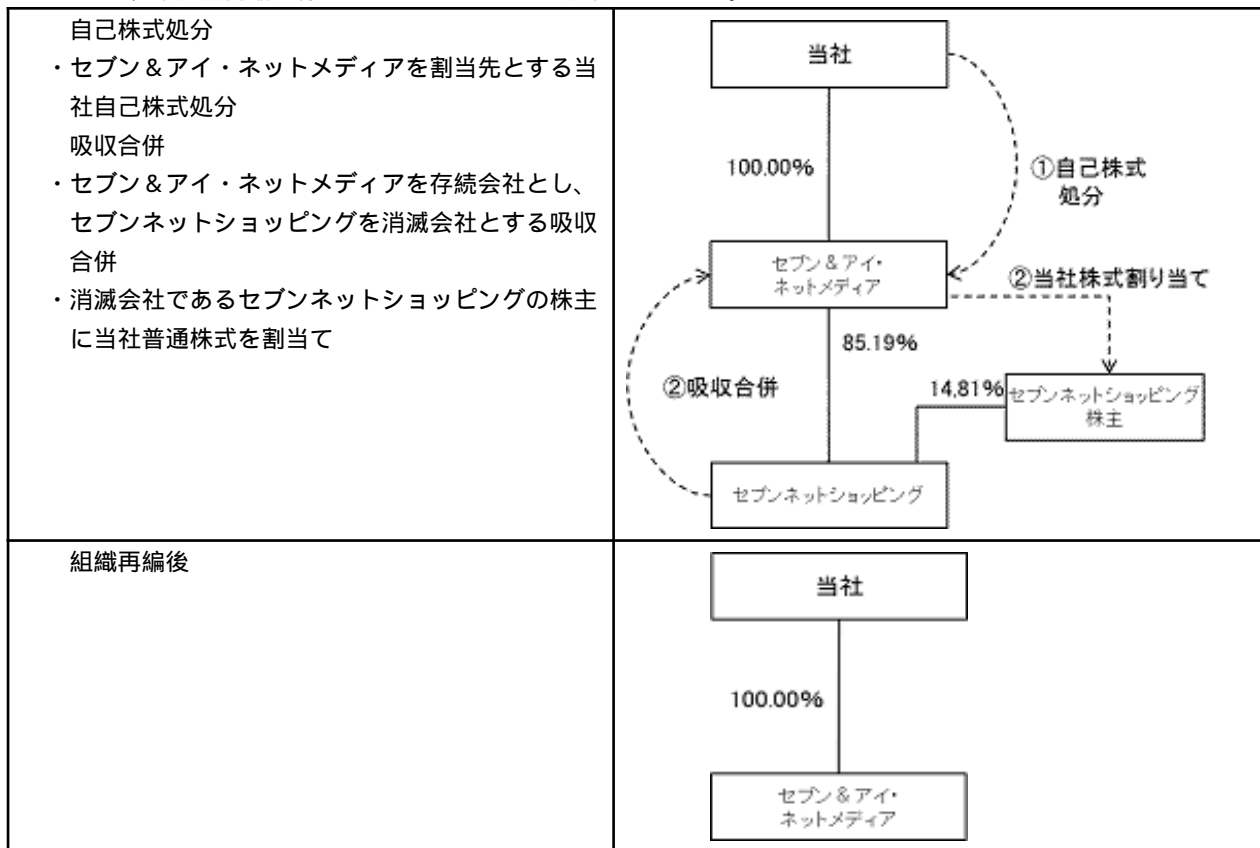
IT技術の発達とともにお客様の購買行動は大きく変化しており、商品の認知、検討、購買に至る一連のプロセスにおいてお客様は自らの意思であらゆるチャネルを自由に動きながら主体的に購買活動を行うようになりつつあります。こうした中では、全てのチャネルをシームレスに連携させながらお客様にアプローチしていく、オムニチャネルの考え方が重要となります。「変化への対応と基本の徹底」をスローガンとする当社グループは、こうした本格的なオムニチャネル時代の到来に向け、数多くのリアル店舗とネットを含む多様な業態を擁する強みを活かしつつ、日々進化を続けるIT技術を活用しながら、お客さまのニーズに応える形で、小売業におけるリアルとネットの融合を図るべく、オムニチャネル戦略に取り組んでおります。

今般、当社グループにおけるオムニチャネル戦略推進の中心的な役割を担う会社を明確にし、当該戦略を強力に推進するべく、平成26年3月1日を効力発生日としてセブン&アイ・ネットメディアを存続会社とし、セブンネットショッピングを消滅会社とする吸収合併を行うことを決定いたしました。

そして、かかる吸収合併については、その存続会社であるセブン&アイ・ネットメディアを、引き続き当社の100%子会社にするため、消滅会社であるセブンネットショッピングの株主に対し、セブンネットショッピングの株式に代わる対価として、その有するセブンネットショッピングの株式1株につき、セブン&アイ・ネットメディアの100%親会社である当社の普通株式74株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる三角合併の方法によることといたしました。

上記組織再編のプロセスの一環として、セブン&アイ・ネットメディアとセブンネットショッピングの吸収合併(三角合併)に先立って、当社はセブン&アイ・ネットメディアを割当先とする自己株式処分(当社発行済株式総数の0.05%)を実施いたします。

なお、本組織再編全体のプロセスイメージは以下の通りです。



第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社セブン&アイ・ネットメディア	
	本店の所在地	東京都千代田区二番町8番地8	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 後藤 克弘	
	資本金	7,665百万円	
	事業の内容	IT/サービス関連事業経営の統括	
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社セブン&アイ・ホールディングス 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	当社は割当予定先の普通株式306,400株(発行済株式総数の100%)を保有しております。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先が保有している当社の株式はありません。
	人事関係	当社の取締役3名が割当予定先の代表取締役、取締役及び監査役をそれぞれ兼職しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	当社は、割当予定先との間で経営管理に関する契約を締結しております。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、平成26年1月7日現在におけるものであります。

c. 割当予定先の選定理由

今般、当社グループは、当社グループにおけるオムニチャネル戦略推進の中心的な役割を担う会社を明確にし、当該戦略を強力に推進するべく、平成26年3月1日を効力発生日としてセブン&アイ・ネットメディアを存続会社とし、セブンネットショッピングを消滅会社とする吸収合併を行うことを決定いたしました。

そして、かかる吸収合併については、その存続会社であるセブン&アイ・ネットメディアを、引き続き当社の100%子会社にするため、消滅会社であるセブンネットショッピングの株主に対し、セブンネットショッピングの株式に代わる対価として、その有するセブンネットショッピングの株式1株につき、セブン&アイ・ネットメディアの100%親会社である当社の普通株式74株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる三角合併の方法によることとしたため、本自己株式処分の割当予定先としましては、セブン&アイ・ネットメディアを選定することとなりました。

d. 割り当てようとする株式の数

478,188株

e. 株券等の保有方針

割当予定先であるセブン&アイ・ネットメディアは、割り当てられた当社の株式全てを本合併の対価として使用する予定です。また、当社は割当予定先との間で、割当てを受けた日から2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告する旨、及び当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該内容が公衆の縦覧に供されることに割当予定先は同意する旨の確約書を締結する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は、当社の100%子会社であり、払込みに必要かつ十分な現金を、本自己株式処分の払込期日までに、当社の100%子会社である株式会社セブン&アイ・フィナンシャルセンターより借入れる予定であります。なお、当社は、上記「募集又は売出しに関する特別記載事項」記載の組織再編後に見込まれる割当予定先の売上高・総資産・純資産等の規模に照らし、割当予定先が上記借入金の返済に十分な資金を有する見込であることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、当社の完全子会社であります。当社では、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、内部統制システムに関する取締役会決議をしており、当社及びセブン&アイ・ネットメディアにおいても、「セブン&アイHLDGS.企業行動指針」において、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織又は団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する旨を定めています。以上から、当社としては、セブン&アイ・ネットメディア及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体又はその関係者に該当しないものと認識しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額につきましては、平成26年2月27日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値といたしました。なお、本自己株式処分の目的が、本合併を実施するために必要となる合併対価をセブン&アイ・ネットメディアに取得させることにある点に鑑み、処分価額の決定日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値からのディスカウントは行わないことといたしました。

払込期日の前営業日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を算定の基準とする算式表示方式による処分価額の決定方法を採用することといたしましたのは、払込期日に近接した営業日の株価を基準とすることにより、本自己株式処分における公正な処分金額を反映し、客観性が高くより合理性が高いと判断したことによります。

上記のとおり、上記算式表示方式による処分価額は払込期日である平成26年2月28日の前営業日の終値となることから、当該処分価額は特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分の取締役会決議に際し、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役全員が、有利発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分の株式に係る議決権数は合計4,781個であり、当社の議決権総数(平成25年8月31日時点の総議決権数8,829,171個)に対する希薄化率は0.05%であるため、株式の希薄化および流通市場への影響は軽微であると考えております。また、本自己株式処分を実施し、当社グループのIT/サービス事業の連結子会社1社を割当予定先であるセブン&アイ・ネットメディアに統合し、かつ同社を100%子会社として維持することで、IT/サービス事業経営の一層の効率化と今後の事業環境に合わせた柔軟かつ機動的な諸施策の実行が可能となり、当社の企業価値向上に資するものと考えられます。従って、処分数量及び株式の希薄化の根拠は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
伊藤興業株式会社	東京都千代田区五番町12番地3	68,901	7.80	68,901	7.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	42,998	4.87	42,998	4.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	37,019	4.19	37,019	4.19
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	19,664	2.23	19,664	2.23
伊藤雅俊	東京都港区	16,801	1.90	16,801	1.90
三井物産株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1丁目2番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	16,222	1.84	16,222	1.84
野村證券株式会社自己振替口	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	15,734	1.78	15,734	1.78
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	14,069	1.59	14,069	1.59
ザバンクオブニューヨークトリティージャスデックアカウント (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	AVENUE DES ARTS.35 KUNSTLAAN.1040 BRUSSELS.BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	14,036	1.59	14,036	1.59
第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	13,777	1.56	13,777	1.56
計	-	259,225	29.36	259,225	29.34

(注) 1 平成25年8月31日現在における株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか、当社所有の自己株式2,847,747株(平成25年8月31日現在)は、割当後2,369,559株となります(平成25年9月1日以降の単元未満株式の買取及び売渡し分は考慮していません。)

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第8期(自平成24年3月1日 至平成25年2月28日)平成25年5月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第1四半期(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)平成25年7月12日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第9期第2四半期(自平成25年6月1日 至平成25年8月31日)平成25年10月11日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年1月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月28日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(平成26年1月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月7日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以後本届出書提出日(平成26年1月7日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本届出書提出日(平成26年1月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社セブン&アイ・ホールディングス 本社
(東京都千代田区二番町8番地8)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。